

お申し込み条件書

このお申し込み条件書はお申込書送付の前に必ずお読み下さい。

株式会社 カミリオンカナダカナダ留学センター（以下「当社」といいます）は、当社サービスのお申し込みをされる方（以下「申込者」といいます）の依頼により、カナダ留学情報の提供、カナダの各種教育機関入学手続き代行、ホームステイ手配、空港出向かえ手配、現地サポート（バンクーバー地区）を行うものであり、各種カナダ滞在ビザの許可、入学許可、課程修了、学位取得、資格取得などを補償するものではありません。教育機関で提供するサービスは、各教育機関が独自に企画、運営し提供するものであり、当社が自ら教育機関を運営しサービスを提供するものではありません。当社の各種サービスは、本条件書によって提供致します。

業務内容

当社は、カナダ・ブリティッシュコロンビア州、バンクーバー市に登録された各種教育機関手続き代行エージェントとして運営し、カナダ留学に関する情報の提供、カナダの各種教育機関の入学手続き代行、ホームステイ手配、空港出迎え手配、現地サポート（バンクーバー地区）などのサービスを行います。

カウンセリングについて

当社は、カナダ留学に関するカウンセリングを提供業務範囲内で行います。

お申し込み手続きについて

申込者が送付した当社専用学校申込書、ホームステイ申込書を当社が受理した時に、各申し込みの契約が成立したものとします。申込者は、各種当社専用申込書を提出した時点で、当社の申し込み条件書内容、入学先教育機関の返金規約内容を確認の上、承諾したものとみなします。

お申し込み条件

1. 入学先教育機関、あるいは入学先コースの定める年齢、資格、その他の入学条件を満たしていること。
2. 未成年者留学の場合、保護者の同意があり、カナダ移民局が定める後見人の手配が整っていること。
3. 入学先教育機関の返金規約を理解し、同意していること。
4. 申込者が留学、ホームステイ滞在、または入学先教育機関での学習やプログラムの参加に不相当であると当社、または受入先が判断したとき、および当社の業務上の都合がある時は、お申し込みをお断りすることがございます。
5. 慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方、および現在健康を損なっている方、身体の不自由な方で特別な配慮を必要とする方はその旨お知らせ下さい。この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。可能な範囲で対応させていただきますが、場合によってはお断りすることがございます。

留学費用について

1. 留学費用は全額申込者の負担とします。
2. 学費は、各教育機関が提示する金額を請求致します。
3. 当社のホームステイ、空港出迎えをお申し込みの場合は、当社の定める料金を請求致します。

4. 教育機関のホームステイ、空港出迎えサービス、その他のオプションサービスをお申し込みの場合は、各教育機関が提示する金額を請求致します。

留学費用のお支払いについて

・学費

申込者の学校申込書を当社にて受理後、入学先教育機関より発行される学費の請求内容をEメールにてお送り致します。請求書に記された金額を当社指定の銀行口座へカナダドル建てでお振込み下さい。

・ホームステイ滞在費、空港出迎え費

当社手配のホームステイにお申し込みの場合は、申込書受理後、当社よりお送りするお支払い方法ご案内書に記された金額を指定の方法でお支払い下さい。

学校のホームステイ手配をお申し込みの場合は、申込書受理後入学先教育機関より発行される請求内容をEメールにてお送り致します。請求書に記された金額を当社指定の銀行口座へカナダドル建てでお振込み下さい。

・振り込み手数料

海外送金手続きに伴う手数料は全額ご負担下さい。

お申し込み内容の変更とキャンセルについて

申込者の都合により契約内容の変更、またはキャンセルをする場合は、書面にてその旨を当社へご通知下さい。各教育機関の定める返金規約に基づき、変更料またはキャンセル料が発生する場合、その金額をご案内致します。変更料またはキャンセル料の支払いが必要な場合は、指定期日までに当社の指定する銀行口座へお振込み下さい。返金が発生する場合は、送金手数料を差し引いた額を申込者指定の銀行口座へお振込み致します。

免責事項

当社は、以下の場合には責任を負いかねます。

1. 入学先教育機関、コースが満席のため入学できなかった場合。
2. 入学先教育機関が定める入学基準に達していないなどの理由で入学が許可されなかった場合。
3. 教育機関の都合により、コース内容や条件が変更された場合や中止された場合。
4. 入学先教育機関や申込者の都合、または郵便事情などにより、入学、渡航手続きに必要な書類が期日までに間に合わず、入学、または出発できなかった場合。
5. 日本政府の判断により、パスポートが発行されなかった場合。
6. カナダ大使館、もしくは移民局の判断によりカナダ滞在に必要なビザが発給されなかった場合、もしくはカナダの入国を拒否された場合。
7. カナダの国、州の法律ならびに教育機関の規定に違反、抵触した行動に対し、国外退去、停学、退学などの処分が生じた場合。
8. 公的秩序に反する行為に伴い生じた損害。
9. 天災地災、戦乱、テロ、暴動、ストライキ、日本又は外国官公署の命令などのやむを得ない理由による渡航、入学日程の変更、中止等の場合。
10. 現地滞在中にトラブルや事故、病気が発生した場合。